

平成30年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成31年2月7日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時08分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	欠席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	5番	野口 孝志		8番	野口 龍馬	
	出席吏員 事務局長 芝田卓巳 事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝 産業課課長補佐 桑名俊成					
傍聴人	2人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
第3号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知につて (2) 平成31年南部町農作業標準労働賃金協定額について
その他	(1) 平成30年度第12回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	
2. 挨拶	会長	
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名 委員及び書記 の指名	議長	議事録署名委員は、5番 野口孝志委員、8番 野口龍馬委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。

議 長	『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
局 長	議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明します。
局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】</p> <p>番号1  土地の表示： 登記：田 現況：田 1,326 m<sup>2</sup>                    登記：田 現況：田 311 m<sup>2</sup>  合計：田 2筆 1,637 m<sup>2</sup> 売買  譲渡人：  譲受人：  売買価格は10アールあたり 万円と聞いています。</p>
議 長	現地調査報告を2番糸田雅樹委員よりお願いします。
糸田委員	本日午前9時より、恩田会長、市川職務代理、井上武委員、私、事務局2名の6名で現地調査を行いました。現地調査資料をご覧ください。現地には位置します。3ページに設備計画図が載っています。上側が、下側が、右側が になります。付近一帯の農地は からの用水を利用して田として利用されていたそうですが、用水の設備がされておらず、近年は畑や不作付地の状態です。今回の申請地も数年前までは水田として利用されていたが近年は保全管理の状況であったそうです。隣接している さんの農地は数年前から遊休農地の状態で、本年度の調査でB判定を予定しています。用水が取りにくく、田の方に堰をしてパイプを通して用水を取られていたそうですが、水の便が非常に悪く、今後水田としての活用は難しい状況ではないかと見て思いました。また、申請地は、計画図の上に道とありますが になっています。工事にあたっては配慮が必要であると考えます。以上です。
議 長	質疑を受けます。
田邊委員	2点伺います。説明にもありましたが、申請地の周辺は、 があり、環境面から考えて、このような場所に構造物を建てるのはいかがなものかと思えます。法人さん等をお願いして畑として活用して農地として再利用をされるのが場所的に良いのではないかと思います。2点目は、太陽光を設置するにあたり反射の影響はどのようになっていますか。
局長補佐	農地への再利用とのご質問ですが、農業委員会としては農地として活用してもらうのが第1ですが、ただし、農業委員会には農地法に即して農地転用の許可ができる権限が与えられています。申請地は、山下がり非常に用水の便が悪く農地として続けるのは難しく、地権者さんと 地区の皆さんとの間でかなり議論をされたと聞いています。その上での転用申請であると認識して上げています。反射についてですが、北側に があります。南向きに建てられます。反射角度は10度で、できるだけ反射を控えた角度です。(5ページのシミュレーションとボードに書いた図を元に、夏場と冬場の反射等の影響について説明) 周辺には影響ないという詳しい資料もいただいています。また、南向きに何件か住宅があります

	が、全てのお宅から同意書をいただいております。反射の影響はないと確認しています。
議 長	補足しますと、全国的に反射の影響が問題になっています。南部町ではトラブル回避のためにも同意書をいただくようにしています。
作野委員	申請地の写真はいつ頃撮影されたものですか。また隣の さんの農地は B 判定との説明でしたが、B 判定でも同意書は必用ですが。
議 長	それは違うと思います。農業委員会が農地では無いと許可した時点にしないと、許可したにもかかわらず、ずっと登記変更をされない事案もあります。
局長補佐	農業委員会で B 判定が確定した時点で農地として認めないという方向で同意が必要か否かの判断としたいと思います。ただし、太陽光については、農地であるなしに関わらず影響が考えられる所については同意書をいただきたいと思います。
作野委員	分かりましたが、承認されて太陽光設備が設置されて、B 判定が確定されるまではどのような扱いになるのですか。
議 長	勘違いをされていると思います。申請地については、本日協議をして転用許可を出すかどうか決定します。隣地の さんの農地については現時点で B 判定と判断されていますが、今後、所有者さんへ非農地にされるのか、農地として管理されるかの聞き取りを行ってからの判断となります。申請地と隣地は別に考えてください。
作野委員	分かりました。
遠藤健一委員	申請地周辺は昔 と呼ばれ がよく出る場所です。今後、草刈管理等しっかりしていただくようお願いしたいと思います。
局長補佐	申請地につきましては、申請内容に除草作業代含での経費計上となっていますので に影響の無いようにされると思います。
池田委員	申請地の周りには などがありません。普通の所では問題なくても、子供達が好奇心で入ったり、ボールなどが入ってしまったら安全面はどのようになっていますか。
局長補佐	3 ページの赤い線はフェンスです。 を作る際には必ずフェンスや柵などの隔てる物が設置されないといけません。高さ 1.2m のフェンスを周囲に設置して進入できないようにされます。
市川委員	工事にあたり安全面には配慮されると思いますが、 にはどのような配慮をされるのか詳しく説明してください。
局長補佐	の側ということで事務局でも確認しています。農業委員会から許可が出たら直ぐに着工されます。2 ヶ月の間に終了するそうです。資材搬入は 1 日で終わり 1 時間程度だそうです。安全面は考慮されるということでした。
市川委員	分かりました。
庄倉委員	池田委員の質問に関係しますが、 の角の方で子供たちが多く遊ぶという現状の中で、1.2m のフェンスではボールがバウンドしたら簡単に入ってしまいう高さです。その辺のところをもう少し考慮された方がよいと思います。
市川委員	本日現地調査を行いました。1 ページを見てください。申請地の前に 2 メートル幅くらいの道路があります。それを挟んで の倉庫がずらりと並んで建っています。その倉庫を超えてボール等が入ってくることはな

		いと思いましたが。また、畑も1枚ありますので、その辺のところは問題ないと現地で確認しました。
	庄倉委員	分かりました。
	林原委員	申請地は の横で、 の建て替え計画が上がっている中で、駐車場等に良い場所であるとの話がありましたが、その話は消えてしまったのですか。
	局長補佐	現時点ではありません。そのような話はあったようですが、そこまで拡張しないという町の見解もあり、申請者としては不明確な計画に左右されることなく、今回の申請をされたようです。
	林原委員	分かりました。
	田邊委員	糸田委員に確認します。この土地は、糸田委員さんが見られて畑等にするのは不可能な土地だと思われませんか。
	糸田委員	申請が出てから何回か現地に行きました。28年まで実際に水田をされていました。その後蕎麦の作付をされた形跡があります。挟まれた農地で水はけが悪く、排水も3ヵ所作ってあります。非常に排水が悪くキャタの跡も残っていました。畑にするには排水は大事です。また、3ページに搬入路とありますが、ここが機械の出入り口で、側からは段差があっては入れない、の方から を通って出入りしなくてははいけません。道路幅も狭く大型の機械は入れません。 ですので軽トラックも止めにくい。農地として使うには厳しいと思います。
	作野委員	フェンスをされるそうですが、緊急連絡先等の表示はされますか。
	局長補佐	農地転用により を設置する際には、法律に則って事業者の連絡先、氏名、住所を設置するようになっています。これは農地法に沿った転用案件の ですので、農地以外の場合このような対応がなされているのかは分かりません。
	作野委員	分かりました。
	田邊委員	今回の太陽光で、何件くらいの電力がまかなわれますか。
	局長補佐	一般家庭の電力需要を把握していませんが、この設備は99KWシステムです。何件分くらいかまでは分かりません。
	議 長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	異議なしと認め、『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決承認されました。
	議 長	『議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
議案第2号 農用地利用集積計画案の決	局 長	議案第2号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。詳細につきましては局長補佐より

定について		説明致します。
	局長補佐	<p>事前に送付しておりますので、要点のみ読み上げます。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに要点朗読（議案書 4～23 頁）】</p> <p>整理番号                    26～ 65 番</p> <p>設定を受ける者：        17 名</p> <p>設定をする者        :    38 名</p> <p>設定をする土地：        77 筆        計 130,134 m<sup>2</sup></p> <p>[農地中間管理権を取得]</p> <p>整理番号                    287～310 番</p> <p>設定を受ける者：        1 名</p> <p>設定をする者        :    24 名</p> <p>設定をする土地：        42 筆        計 85,806 m<sup>2</sup></p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議 長	質疑を受けます。
	庄倉委員	62 番、63 番について質問します。耕作者が の方となっておりますが、ここは大きな農業地帯で近隣の農地を南部町の方が耕作されていると思います。この方に決まった経緯を教えてください。
	局長補佐	再設定の方で、随分前より借りて耕作されています。事務局でも確認しましたが長いお付き合いだそうです。なお、賃借料が 10,000 円ということで、この辺では 1 番高い金額だと思います。双方合意の上であることを確認しています。
	庄倉委員	今、集積をするということで各地区進められています。の方が悪いわけではありませんが、なるべく町内の方が良いのではないかと質問しました。
	市川委員	地元の委員として一言、私が農業委員になった時には借りておられて、随分前より耕作されています。色々な所を耕作されていて私の集落では有名な方です。ちなみに、この地区では他に寺内農場さん、さん、さんが耕作されています。
	作野委員	29 番の農地は ですが、所有者は の方で、耕作者は の方です。利用権設定をされる経緯が分かれば教えてください。
	局長補佐	ここも再設定で以前より耕作されています。 からですと耕作も不便であるということから、さんをお願いされています。
	議 長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決承認されました。
		(産業課 桑名局長補佐入室)
議案第 3 号 農用地利用配 分計画の意見	議 長	農用地利用配分計画の意見照会について上程します。
	桑名補佐	【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに要点朗読（議案書 24～29 頁）】。

照会について	議 長	整理番号 2 番について質疑を受けます。
	庄倉委員	終了年月日が平成 41 年とありえない年号で表示されています。西暦にされた方が良いのではないのでしょうか。
	議 長	一般企業は西暦がほとんどです。このような表示にされている理由があれば次回総会で説明をお願いします。
	糸田委員	要望です。農地中間管理事業が始まって 5 年が経ち一定の成果が上がっていると感じています。遊休農地の意向調査でも地権者の方に事業の説明をしています。5 年が経ち制度の見直しが検討されるようですが、31 年度の協力金はどうなるのかなど、分かりましたら早い時点で周知をお願いします。
	議 長	農業委員会総会で報告、説明をお願いします。
	桑名補佐	分かりました。
	田邊委員	一般的に民法では 5 年に 1 回の契約になります。10 年の契約となりますと、原則では当事者同士が話し合われて了解されれば良いのかもかもしれませんが、5 年に 1 回の見直しは必用ではないかと思いますが。
	桑名補佐	農地中間管理事業については基盤法に基づいているもので、地権者のきちんとした了解があれば 5 年の見直しの必要はありません。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	他にございませんか。2 番についてご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	2 番については承認されました。1 番について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	1 番については承認されました。(桑名局長補佐退室)
	議 長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』説明をお願いします。
5. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』要点朗読（議案書 30～31 頁）】 1 番は耕作者の体調不良の為合意解約となりました。さんが耕作されます。2 番は、耕作者さんより白ネギ栽培に力を入れたく水稻は遠慮したいという申し出があり解約となりました。こどもさんが耕作されます。3 番、4 番も耕作者の体調不良の為解約されました。さんが耕作されます。
	議 長	質疑を受けます。無いようですので、『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』報告を終わります。
	議 長	平成 31 年南部町農作業標準労働賃金協定額について説明を願います。
(2) 平成 31 年南部町農作業標準労働賃金協定額について	局長補佐	1 月 23 日に策定協議会を開催し、そこで決まった金額です。変更があった金額について読み上げます。一般労務は 6,190 円から 6,400 円になりました。稲刈りの手刈りの項目は削除となりました。蕎麦の刈り取りが 7,000 円から 12,000 円に、蕎麦乾燥調整が 43 円から袋代を除いて 120 円になりました。なお、この協定額は 3 月の公報なんぶに掲載する予定です。
	議 長	このことにつきまして質疑を受けます。
	田邊委員	一般労務の 6,400 円はシルバー人材センターさんとの兼ね合いはどう

		なっていますか。また、草刈りや溝さらいといった作業も含まれますか。
	局長補佐	シルバー人材センターさんはシルバー人材センターさんの規定による料金があります。ただし、この協定額を参考にしながら料金を決められると聞いています。溝さらいも草刈も一般労務でよいかと思いますが、これは標準金額ですので双方の話し合いとなります。
	田邊委員	分かりました。
	議長	報告を終わります。
	議長	平成 30 年度第 12 回南部町農業委員会総会は、平成 31 年 3 月 8 日（金）に開催します。
平成 30 年度第 12 回農業委員会総会の日程について	作野幹事	新年会決算報告。
6 その他	局長補佐	農地利用状況ファイルを未提出の方は提出をお願いします。
	議長	これにて平成 30 年度第 12 回南部町農業委員会総会を閉会します。
8、閉会	議長	これにて平成 30 年度第 12 回南部町農業委員会総会を閉会します。